

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独情）諮問第34号）

答申日：平成30年11月7日（平成30年度（独情）答申第42号）

事件名：創生学部設置準備委員会の議事概要等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1の一部を不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月24日付け29新大総第70号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）紙媒体に関する部分について

###### ア 法5条1号該当性について

まず、学生に関する情報について、学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、それが公開されたとしても、必ずしも特定の個人が識別され又は識別され得るとはいえない。審査請求人としては、特定の個人が識別され又は識別され得るとされている部分の情報について、黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、学生に関する情報以外の部分については、新潟大学の職員がその職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり、法5条

1号ただし書ハに該当するため、非公開とするのは違法である。

以上の理由から、法5条1号には該当しない。

イ 法5条3号該当性について

仮に、当該部分が公開されたとしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず、非公開決定は違法である。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条3号には該当しない。

ウ 法5条4号該当性について

本決定においては、多岐にわたり、法5条4号に該当するとして非公開決定となっている。しかしながら、これら情報が開示されたとしても、それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとは言えない。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条4号には該当しない。

エ 法7条該当性について

仮に、法5条に該当するとされる場合であっても、処分庁に多額の税金が投入されているという事実を鑑みれば、その情報の公開は極めて高い公益性を有するのであるから、法7条によって、裁量的に開示決定されるべきである。

(2) 音声データについて

音声記録は不存在を理由として、不開示となっている。

しかしながら、議事録を作成するために、その音声記録を採らないというのは、通常の事務職員の行動からして、不自然であり、信用性に乏しい。文書開示請求により、特定学部A、特定学部Bにおいては、音声記録を取得しているという事実も判明しており、創生学部（設置準備委員会）だけが、音声記録を取得していないというのは、全く持って不可

解である。

仮に、そもそも音声記録が存在しないのではなく、音声記録は取得しているが、それを消去したため、不存在である可能性もある。しかし、実際には、何らかの音声記録が存在している可能性は極めて高い。法人職員のパソコン、ICレコーダーを真摯に調査探索し、残存するデータの取得を行ったとも考えられず、処分庁の開示請求文書の探索が不十分であったという瑕疵があり、いずれにしても、その決定は違法である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

本件に係る開示請求内容は、2016年度に開催された創生学部設置準備委員会の議事録、資料及び音声記録である。

これに対し、当該委員会の設置が平成28年9月であったため、休会であった平成28年11月及び平成29年1月を除く、同年10月から平成29年3月までの4ヶ月分の同委員会の請求対象文書について特定し、部分開示した。

#### (1) 審査請求に係る開示決定等

##### ア 議事録について

本学では議事録を作成していないため議事概要を対象文書として特定し、以下の記載については不開示とした。

##### (ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

##### (イ) 入試関係情報

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

##### (ウ) 倫理審査関係委員会の委員名等

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(注：上記(ウ)の記載について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、原処分に係る開示決定通知書に記載されていないことを誤って記載してしまったとのことである。)

##### (エ) 法人内部における検討に関する情報

検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とした。

イ 資料について

上記アと同様の不開示事項に該当するものについて、不開示とした。

ウ 音声記録について

音声記録は、存在しないため不開示とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

(上記第2の2と同様の内容であるので記載省略)

(3) 審査請求の理由に対する本学の意見

ア 紙媒体に関する部分について

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

特定の個人を識別することができる記載とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。このことから、本学教職員以外の個人情報及び本学教職員の氏名等で開示することにより学生が識別される情報については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから不開示とした。

(イ) 法人内部における検討に関する記載

法人内部における検討については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、大学の自治を阻害されるおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示とした。本学において、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

なお、当該情報を開示することで、本学の経営上の正当な利益を害されるおそれがあり、法5条4号トにも該当することから、不開示と判断したことは適法である。

(ウ) 入試関係情報等に関する記載

入試関係情報等に関する記載については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し不開示としている。本学において、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

(エ) 法7条の公益上の理由による裁量的開示

本件において、法5条各号により不開示とした情報は、個人情報、大学における審議事項や議論の内容等である。本学では、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

イ 音声データについて

創生学部設置準備委員会議事概要を作成するにあたり、音声記録を

採っていないため、不開示とした。

(上記ア(ア)ないし(ウ)の判断に係る該当文書の一覧は、別表の2欄及び3欄のとおり)

以上のことから、2016年度に開催された創生学部設置準備委員会の議事録、資料及び音声記録について、原処分は、維持すべきであると判断する。

## 2 補充理由説明書

創生学部設置準備委員会入試専門委員会及び第2回創生学部設置準備委員会資料「平成29年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等」について

当該部分は、平成29年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等のうち出願期間・出願方法、選抜方法等、合格発表日及び入学手続期間であり、当該年度は欠員が生じなかったことから、原処分時点において募集(公表)は行っていない。

当該部分は、欠員が生じた場合の具体的な選抜方法等であり、欠員が生じなかったことにより募集(公表)を行わなかったことから、これらを公にした場合、今後、受験を考えている学生等が、欠員募集が行われることを視野に入れつつ受験対策を行う可能性があり、受験生の進路選択及び解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年9月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月21日 審議
- ⑥ 同年10月16日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年11月5日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1については、その一部を法5条1号、3号及び4号に該当するとし、文書2についてはこれを保有していないとして、不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対して、審査請求人は、文書1の全部の開示を求めるとともに、文書2は保有しているとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、文書1の不開示理由に法5条4号ハ及びトを追加した上で、原処分

は妥当であるとしていることから、以下、文書1の見分結果を踏まえ、文書1の不開示部分の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

## 2 文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

文書1の不開示部分は、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分3である。

### (1) 不開示部分1について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、入学生代表の選出に係る情報である。

当該部分は、学生の氏名の記載はないものの、入学式に参加した学生であれば当該入学生代表の氏名を特定することは可能であるので、これが公になった場合、これらの者に他人に知られたくない入学生代表の選出理由が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、平成29年度入学生代表の選出方法等に係る情報であることが認められる。

(イ) 当該部分は、学生の氏名は記載されていないものの、入学生代表の選出方法等に係る情報が詳細に記載されているところ、入学式に参加した学生等であれば、当該学生を特定することは可能であると考えられるので、これが公になった場合、これらの者に他人に知られたくない入学生代表の選出理由が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### (2) 不開示部分2について

ア 当該部分は、入試関係に係る情報であり、①入試の実施体制と評価基準に係る情報、②入試の合否判定会議の日程等に係る情報、③欠員補充第2次募集の選抜方法等に係る情報、④推薦入試志願者数調に係る情報、⑤入試の合否判定に係る情報、⑥入学試験志願者数に係る情報及び⑦入学者選抜試験実施状況に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等につい

て、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、入学試験に係る面接官の人数、面接室の数、面接時間、1室あたりの面接回数、質問事項、面接配点内訳及び面接の評価方法等に係る情報であり、いずれも公になっていない。

これらの情報を公にした場合、公となっていない面接の実施体制、質問事項及び配点内訳など今後受験する学生に知られたくない入試に係る機微な情報が知られてしまい、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記①は、入学試験に係る面接官の人数、面接室の数、面接時間、1室あたりの面接回数、質問事項、面接の配点内訳及び面接の評価方法等に係る情報であることが認められる。

b 上記①は、入学試験に係る実施体制及び面接の配点内訳・評価方法等に係る機微な情報であると認められるので、これを公にした場合、今後受験する学生に知られたくない入試に係る機微な情報が知られてしまい、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記①は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記②は、公となっていない入学試験の合否判定に係る日時等部分であり、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記②は、入学試験の合否判定に係る日時等部分であり、入学試験の合否判定等に係る機微な情報であると認められるので、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 上記③について

(ア) 上記③は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部

分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、平成29年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等のうち出願期間・出願方法、選抜方法等、合格発表日及び入学手続期間であり、当該年度は欠員が生じなかったことから、原処分時点において募集は行っていない。

当該部分は、欠員が生じた場合の具体的な選抜方法等であり、欠員が生じなかったことにより募集を行わなかったことから、これらを公にした場合、今後、受験を考えている学生等が、欠員募集が行われることを視野に入れつつ受験対策を行う可能性があり、受験生の進路選択及び解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記③は、平成29年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等のうち出願期間・出願方法、選抜方法等、合格発表日及び入学手続期間であることが認められる。

b 上記③は、欠員が生じた場合の具体的な選抜方法等であると認められるので、原処分時点において、欠員が生じなかったことにより募集を行わなかったとの諮問庁の説明も併せ考えると、これらを公にした場合、今後、受験を考えている学生等が、欠員募集が行われることを視野に入れつつ受験対策を行う可能性があり、受験生の進路選択及び解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記③は法5条4号ハに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 上記④について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記④は、公表されていないコース・専攻・プログラムごとの男女別、県内・県外別及び卒業年別等の志願状況であり、これらを公にすると、コース・専攻・プログラムごとの詳細な志願状況を分析することにより、コース等ごとの難易度を図ることが可能となり、これにより、受験の難易度のみをもって受験生がコース等を選択することとなり、新潟大学が求める学生像に沿った学生（カリキュラムや特色等に関心のある学生等）を確保することが困難となる可能

性があることから、入試業務に係る適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記④は、平成29年度新潟大学推薦入試に係るコース・専攻・プログラムごとの男女別、県内・県外別及び卒業年別等の志願者数及び志願倍率等であることが認められる。

b 上記④は、推薦入試志願者数に係る詳細な情報であることが認められることから、これらを公にした場合、コース・専攻・プログラムごとの詳細な志願状況を分析することにより、コース等ごとの難易度を図ることが可能となり、これにより、受験の難易度のみをもって受験生がコース等を選択することとなり、新潟大学が求める学生像に沿った学生を確保することが困難となる可能性があることから、入試業務に係る適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記④は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 上記⑤について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記⑤は、入学試験の合否判定資料に係るものであるため、当該部分を公にすることで、受験生の得点等のデータや合否判定の審議内容を分析することができ、公になっていない配点内訳や合否判定基準等が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑤は、(i) 議事概要中の入学試験の合否判定に係る説明部分及び(ii) 入学試験の合否判定資料であることが認められる。

b 上記⑤の(i)は、入学試験の合否判定の審議内容が記載されており、入学試験における合格者を判定するための詳細な情報であると認められるので、これを公にした場合、合否判定の審議内容を分析することができ、公になっていない配点内訳や合否判定基準等が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の

説明は否定し難い。

したがって、上記⑤の（i）は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

- c 上記⑤の（ii）は、受験生の受験番号、科目・面接ごとの得点及び受験生の高校名が記載されており、これらは入学試験における合格者を判定するための詳細な情報であると認められるので、上記bと同様の理由により、法5条4号ハに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

キ 上記⑥及び⑦について

- （ア）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記⑥は、創生学部入学試験における試験区分ごとの志願者数の理系型・文系型別及び個別試験選択科目等別の内訳部分であり、上記⑦は、同入学試験における試験区分ごとの入学手続者数の県内・県外別及び理系型・文系型別の内訳部分であり、いずれも公になっていない。

これらを公にした場合、志願者・入学手続者の学歴（理系・文系別）、県内・県外別及び受験者が選択する科目の傾向が明らかとなり、今後受験を考えている学生等に憶測等が生じ、これらの憶測等に基づいて学生等が志望学部を選択及び受験対策を行う可能性があり、その結果、学生等の志望学部選択及び受験の解答方法等に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

- （イ）以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

- a 上記⑥は、創生学部入学試験における試験区分ごとの志願者数の理系型・文系型別及び個別試験選択科目等別の内訳部分であり、上記⑦は、同入学試験における試験区分ごとの入学手続者数の県内・県外別及び理系型・文系型別の内訳部分であることが認められる。
- b 上記⑥及び⑦は、創生学部入学試験に係る詳細な志願状況及び入学手続者の状況であることが認められるので、これらを公にした場合、志願者・入学手続者の学歴（理系・文系別）、県内・県外別及び受験者が選択する科目の傾向が明らかとなり、今後受験を考えている学生等に憶測等が生じ、これらの憶測等に基づいて学生等が志望学部を選択及び受験対策を行う可能性について否定できず、その結果、学生等の志望学部選択及び受験の解答方法等に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼ

すおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記⑥及び⑦は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 当該部分は、①入学試験専門委員会、②入学試験委員会、③入学試験実施委員会、④入学資格審査検討専門委員会及び⑤入試・高大接続・広報委員会の委員の氏名等であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記①は、創生学部設置に向けて入学試験の選抜方法等を審議するための委員会である入学試験専門委員会委員の氏名等であり、同委員会委員の氏名等は公表されていない。

当該部分を公にした場合、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である当該委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハに該当する。

なお、上記①のうち第1回創生学部設置準備委員会議事概要の下から10行目及び7行目部分の発言者の氏名等部分並びに創生学部設置準備委員会入試専門委員会及び第2回創生学部設置準備委員会議事概要の上から18行目及び33行目部分の発言者の氏名等部分は、原処分において創生学部入試委員として法5条4号により不開示としたところであるが、これは、いずれも創生学部設置準備委員会委員としての発言に係る発言者の氏名等部分である。同委員会委員は、その氏名等が公表されているものの、入学試験専門委員会委員も兼ねているところ、既に開示されている発言内容等から、当該発言者が入学試験専門委員会委員を兼務していることを容易に推測できることから、不開示としたところである。

ただし、上記①のうち第1回創生学部設置準備委員会議事概要の下から10行目及び7行目部分の発言者の氏名等部分を改めて確認したところ、当該部分は、入学試験専門委員会設置前の発言者の氏名等部分であり、入学試験専門委員会委員を兼務することはできないので、当該発言者が同委員を兼ねていると説明したことは事実誤認である。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記①は、(i) 入学試験専門委員会委員及び(ii) 創生学部設置準備委員会委員の氏名等であることが認められる。

b 上記(i)は、入学試験に係る機密情報を知り得る立場の委員の氏名等であると認められるので、当該部分を公にした場合、当該委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記⑤の(i)は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

c 上記(ii)のうち下記dを除く部分は、創生学部設置準備委員会委員としての発言に係る発言者の氏名等であるものの、既に開示されている発言内容等から、当該発言者が入学試験専門委員会委員を兼務していることを推測できると認められるので、上記bと同様の理由により、法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

d 上記(ii)のうち第1回創生学部設置準備委員会議事概要の下から10行目及び7行目部分は、上記(ア)の諮問庁の説明によれば、当該会議は、入学試験専門委員会設置前に開催されたものであると認められ、この時点において当該委員会委員を兼務する者は存在しないのであるから、当該部分を公にしたとしても、当該委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性や入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条4号ハに該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②、③及び⑤について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記②は、新潟大学における入学者選抜の基本的事項及び実施に関する重要事項等を審議するための委員会である入学試験委員会委員の氏名等であり、上記③は、新潟大学入学者の選抜方法及び入学試験の運営等を審議するための委員会である入学試験実施委員会委員の氏名等であり、上記⑤は、創生学部の入試運営、入試制度及び入試広報に係る業務を担う委員会である入試・高大接続・広報委員会委員の氏名等であり、いずれの委員の氏名も公表されていない。

これらを公にした場合、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である当該各委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

- a 上記②は入学試験委員会，上記③は入学試験実施委員会，上記⑤は入試・高大接続・広報委員会の各委員の氏名等であることが認められる。
- b 上記②，③及び⑤は，入学試験に係る機密情報を知り得る立場の委員の氏名等であるので，上記イ（イ）bと同様の理由により，法5条4号ハに該当し，不開示としたことは妥当である。

エ 上記④について

（ア）当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，不開示理由等について，改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

上記④は，入学資格審査検討専門委員会委員の氏名等であり，同委員会は，文部科学大臣が指定する高等学校等以外の学校を卒業（卒業見込みを含む。）した者が受験を希望する際に，その受験資格を審査する委員会であり，同委員会委員の氏名は公表されていない。

当該部分を公にした場合，入学試験の受験資格を審査する立場である上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり，入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（イ）以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

- a 上記④は，入学資格審査検討専門委員会委員の氏名・職名等であることが認められる。
- b 上記④は，入学試験の受験資格を審査する立場の委員の氏名等であると認められるので，当該部分を公にした場合，上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり，入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，上記④は法5条4号ハに該当し，不開示としたことは妥当である。

3 文書2の保有の有無について

（1）当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，文書2の保有の有無について改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

ア 担当職員は，音声記録を採らずに創生学部設置準備委員会の議事概要を作成しているため，文書2は保有していない。

なお，審査請求人は，議事概要を作成するために，その音声記録を採らないというのは，通常の事務職員の行動からして，不自然であり，信用性に乏しい旨主張しているが，新潟大学事務職員による議事概要の作成手法は，個々の事務職員の判断に委ねられているので，必ずし

も議事概要作成の際に音声記録を採るものではない。

イ 念のため、担当職員の所属する担当部署を探索したが、文書2は確認できなかった。

ウ したがって、文書2は保有していない。

(2) 文書2を保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、新潟大学において文書2を保有していると認めることはできない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、その一部を法5条1号、3号及び4号に該当するとして不開示とし、文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、文書1につき、諮問庁が不開示とされた部分は同条1号、3号、4号並びに同号ハ及びトに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び4号ハに該当すると認められるので、同条トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同号ハに該当せず、開示すべきであり、また、文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、新潟大学において文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

文書1 2016年度に開催された創生学部設置準備委員会の議事概要及び資料

文書2 2016年度に開催された創生学部設置準備委員会の音声記録

別表

1 不開示部分	2 諮問庁が不開示とする理由（理由説明書）	3 不開示理由（法5条）	4 開示すべき部分	
不開示部分1	入学生代表の選出に係る情報	代表者の氏名の記載はないが、他の広報用資料において氏名は公になっているため個人を識別することができ、代表者の入試区分及び入試成績が記載されているため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）に該当する。	1号	
不開示部分2	<p>入試関係に係る情報</p> <p>①入試の実施体制と評価基準に係る情報</p> <p>②入試の合否判定会議の日程等に係る情報</p> <p>③欠員補充第2次募集の選抜方法等に係る情報</p> <p>④推薦入試志願者数調に係る情報</p> <p>⑤入試の合否判定に係る情報</p> <p>⑥入学試験志願者数に係る情報</p> <p>⑦入学者選抜試験実施状況に係る情報</p>	<p>①（11頁，12頁，26頁ないし30頁，76頁及び82頁ないし84頁）</p> <p>平成29年度入試の実施体制，配点，面接質問事項，評価基準，評価方法及び評点用紙を公にすることは，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>①（23頁）</p> <p>創生学部入試委員（創生学部設置準備委員会入試</p>	<p>①，②，④，⑤，⑥及び⑦</p> <p>4号</p> <p>③</p> <p>3号</p> <p>③は理由説明書において4号トを追加，補充理由説明書において同号ハを追加</p> <p>⑤のうち合否判定資料部分は1号，理由説明</p>	

		<p>専門委員会であるとのこと。)の主な意見を公にすることは、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>②(21頁, 22頁, 103頁及び134頁)</p> <p>平成29年度創生学部入学試験の合否判定に係る会議日程を公にすることは、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>②(58頁)</p> <p>平成29年度入試合否判定関係会議における決定項目, 構成員, 開催日程を公にすることは、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該</p>	<p>書において4号を追加</p>	
--	--	---	-------------------	--

		<p>当することから，不開示とする。</p> <p>③ 平成29年度創生学部入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等（出願等日程，受験を要する教科・科目・配点）（公表していない事項）は検討段階における不確定なものであり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当することから，不開示とする。</p> <p>④ 平成29年度新潟大学推薦入試志願者数のうち，男女別の一部，県内・県外別等，卒業年別等に関する内部情報を公にすることで，事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>⑤（65頁，108頁，140頁） 入試合否判定の経緯を公にすることは，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，</p>		
--	--	--	--	--

		<p>法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>⑤（72頁及び73頁、112頁ないし121頁及び143頁ないし153頁）</p> <p>事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示理由を追加する（原処分では同条1号を主張）。</p> <p>⑥</p> <p>平成29年度創生学部推薦入試志願者数（「平成29年度創生学部一般入試志願者数」の誤りとのこと）のうち、種類別及び科目別の志願者数に関する内部情報を公にすることで、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ</p>		
--	--	--	--	--

		<p>るものに該当することから、不開示とする。</p> <p>⑦ 選抜区分別の県内・県内外人数，理系型・文系型別の人数に関する内部情報を公にすることで，事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p>		
不開示部分3	<p>各委員会委員の氏名</p> <p>①入学試験専門委員会</p> <p>②入学試験委員会</p> <p>③入学試験実施委員会</p> <p>④入学資格審査検討専門委員会</p> <p>⑤入試・高大接続・広報委員会（案）</p>	<p>① 入試委員の氏名を公にすることは，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>②，③，④及び⑤ 各委員の氏名を公にすることは，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することか</p>	4号	<p>① 第1回創生学部設置準備委員会議事概要の下から10行目及び7行目部分（1頁）</p>

		ら，不開示とする。		
--	--	-----------	--	--